平成29年10月20日(金) 教育委員会事務局文化財課 担当者 安、小坂 内 線 5625、5634 直 通 076(225)1844

文化財の国指定について

平成29年10月20日(金)に開催される国の「文化審議会」(会長 馬渕 明子)において、文部科学大臣から諮問のあった次の案件の指定が答申 された。今回の答申どおり指定されれば県内の国指定重要文化財(建造物)は 45件となる。

重要文化財 (建造物)

名 称(員 数)	所在地	概 要
旧石川県第二中学校本館 (1棟)	金沢市飛梅町 148	明治期に建設された現存する数少ない中学校校舎の初期の遺例であり、近代の学校建築を知るうえで高い価値が認められる。

(参考)

明治32年 4月	石川県第二中学校として創立
昭和23年 3月	旧制中学校廃止、金沢市立紫錦台中学校に転用(~同45年)
昭和53年 6月	「金沢市民俗文化財展示館」として利用開始
平成11年11月	県指定有形文化財「旧石川県立第二中学校三尖塔校舎」に指定
平成19年 4月	「金沢くらしの博物館」に改称
平成28年10月	金沢くらしの博物館リニューアルオープン

旧石川県第二中学校本館について

名 称 旧石川県第二中学校本館 1棟

所 在 地 金沢市飛梅町148

所有者 金沢市

構造及び形式 木造、建築面積603.4㎡、2階建、桟瓦葺一部銅板葺 附・設計図面 3枚

建築年代 明治32年(1899)

特 徴

旧石川県第二中学校本館は、明治32年(1899)に建設された洋風木造建築である。当時の設計図面から、竣工当初の形式を良好に留めていることや、設計者が石川県技師の山口孝吉であることが確認されている。

構造は木造2階建で、東西に延びる中央部とその両端に翼部を配する左右対称の平面形をとり、中央部正面には車寄を設ける。内部は基本的に北側に廊下を通して南側に教室等を配するが、翼部では廊下の両側に室を配する。

外観は、窓まわりを下見板張、その下部を竪板張とし、上げ下げ窓を並べ、屋根には随所に切妻屋根の小窓を設けるなど、全体的に洋風意匠としている。正面中央の屋根には、前面に三角形を強調した意匠がとられ、両翼部の内側に尖塔を設け、その意匠が校舎の愛称であった「三尖塔」の由来とされている。

本例は、明治中期に改正された中学校令に基づき設置された中学校をの初期の遺例であり、当時の設計指針を踏まえつつも、 尖塔や切妻屋根の小窓、車寄に施される透彫等に独創性が見られ、 近代の学校建築の発展過程を知る上で高い価値を有している。

用語解説

山口孝吉

明治6年(1873)生、昭和12年(1937)没。鹿児島県出身、明治30年(1897)に東京帝国大学工科大学卒、同年に石川県に着任。石川県第二中学校等の設計に携わり、同32年(1899)に退職。その後は海軍技師等を経て、同40年(1907)に東京帝国大学技師となり、大学構内の施設整備に携わった。

下見板張・竪板張

建物外壁の板を横方向に張るものが下見板張であり、縦方向に張るものが竪板張である。

中学校令改正

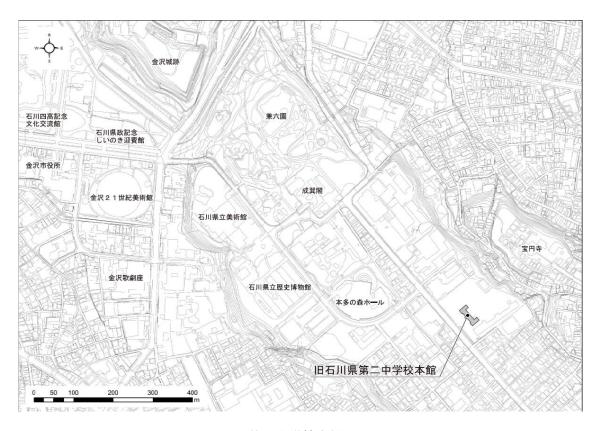
中学校令は明治19年(1886)4月10日に公布され、中学校は5年制の尋常中学校と2年制の高等中学校からなり、尋常中学校は各府県において適宜設置することとされた。

明治24年(1891)12月14日の改正追加では、各府県において1校を設置することを原則とした。文部大臣の許可によって数校設置することも認められた。

明治32年(1899) 2月7日の改正では尋常中学校の名称が中学校と改められ、各府県に1校以上の中学校設置を義務付けるとともに、文部大臣が必要と認めた場合には中学校の増設を命じることができるとされ、中学校設置が促進された。

設計指針

明治24年(1891)の中学校令改正に伴い定められた「尋常中学校設備規則」には、校地内に設けなければならない施設等についての記載がある。同28年(1895)には「学校建築図説明及設計大要」が示され、敷地や階数、教室の形状や廊下の幅など、細部にわたって設計指針が記載された。また、同27年(1894)の明治東京地震直後に「学校建築上震災予防方」が通牒され、木造校舎の構造に関する基準が示された。



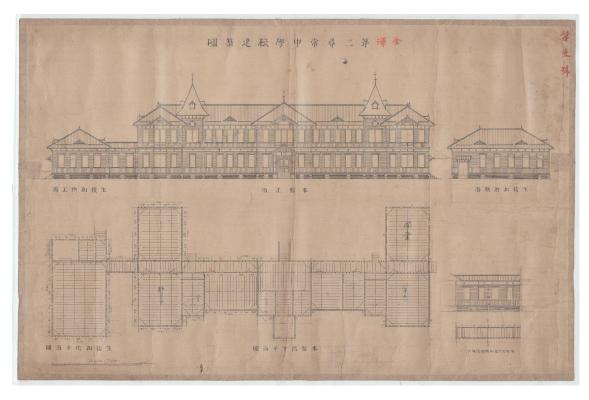
旧石川県第二中学校本館の位置



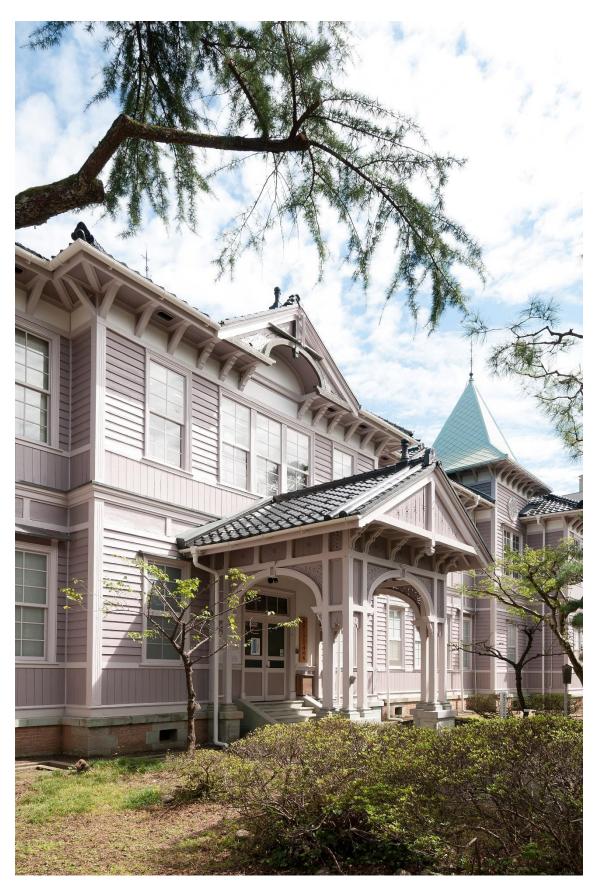
旧石川県第二中学校本館全景(南西から)



正面外観(南から)



金沢第二尋常中学校建築図



旧石川県第二中学校本館近景(西から)